**西予市消費生活センターからのお知らせ（令和2年2月）**

○若者に広がる 「モノなしマルチ商法」

【相談事例】

「人に紹介すれば報酬を得られる」との話を受けて契約したものの「もうけ話の仕組みがよく分からない」、「相手と連絡 が取れなくなった」、「解約や返金を求めても応じてもらえない」などといった相談が寄せられています。

特にＳＮＳで知り合った人から勧誘を受けた場合、メッセージでしか連絡が取れず「お金を払った途端に連絡がとれなくなった」という事例もあります。

【トラブル防止のアドバイス】

●実態や仕組みが分からないもうけ話には乗らない、契約しない

●友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱりと断る

●クレジットカードで高額決済をしてまで 契約しない

●借金をしてまで契約しない

【お問合せ先】

西予市消費生活センター　℡0894-62-1285